

○第52回広域系統整備委員会後、事務局にて以下を修正
・P6 「工事概要」を修正（線路名称等を追記）

北海道本州間連系設備に係る計画策定プロセスおよび 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画について

2021年3月22日
広域系統整備委員会事務局

■ 北海道本州間連系設備に係る計画策定プロセス

- 2018年12月に計画策定プロセスを開始して以降、広域系統整備の基本要件、実施案、費用負担割合の考え方等について、広域系統整備委員会等において審議及び報告を行った。
- 第280回理事会にて、実施案、事業実施主体及び費用負担割合の案を決定し、費用負担候補者（沖縄電力を除く一般送配電事業者）に費用負担割合の案の通知・同意確認を行った。

■ 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画

- 2017年2月の広域系統整備計画策定後、応募事業者からの辞退を踏まえ、対策規模及び費用負担割合の考え方等について、広域系統整備委員会において審議及び報告を行った。
- 第280回理事会にて、費用負担割合の案等を決定し、費用負担候補者（沖縄電力を除く一般送配電事業者）に費用負担割合の案の通知・同意確認を行った。

■ 通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から同意が得られた。

■ これまで広域系統整備委員会にて審議した結果等を取りまとめた広域系統整備計画案について、ご議論いただきたい。

- 広域系統整備計画の記載内容は、送配電等業務指針（変更後）※第49条に基づき以下の各項目について記載する。

※2021年4月変更予定

記載項目

- I. 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容
- II. 整備及び更新をしようとする流通設備
- III. 事業実施主体
- IV. 流通設備の整備及び更新の方法
- V. 流通設備に係る整備及び更新に関する費用の概算額とその負担の方法
- VI. 流通設備の整備及び更新の工事の完了の予定時期
- VII. その他広域連系系統の整備に関する事項

【業務規程】

(広域系統整備計画の策定)

第60条 本機関は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定する。

(広域系統整備計画の公表及び通知)

第61条の2 本機関は、第60条の規定により広域系統整備計画を策定した場合には、策定した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。

(広域系統整備計画の届出)

第61条の3 本機関は、第60条の規定により策定した広域系統整備計画が広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる場合は、法第28条の4第2項に規定する事項を記載した広域系統整備計画を経済産業大臣へ届出を行う。

【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画の内容)

第49条 広域系統整備計画には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 広域系統整備計画の策定に係る検討の経緯及びその内容
- 二 整備又は更新をしようとする流通設備
- 三 流通設備の整備又は更新の方法
- 四 工事費の概算額、運転維持費の概算額及び費用負担の負担割合等及びその考え方
- 五 流通設備の整備又は更新の工事の完了の予定時期
- 六 事業実施主体
- 七 その他広域連系系統の整備に関する事項

(参考) 北海道本州間連系設備に係る広域系統整備計画案の概要 5

■ 工事概要

交直 変換所	▶ 北斗・今別変換所交直変換設備 30万kW増設
直流 送電線	▶ 250kV直流送電線増設 ● 北斗～吉岡CH 架空1回線 77km ● 吉岡CH～竜飛CH 地中1回線 24km ● 竜飛CH～今別 架空1回線 21km
交流 送電線	▶ 275kV今別幹線一部増強 1回線 39km
その他	▶ 北斗変換所 STATCOM新設 ▶ システム改修

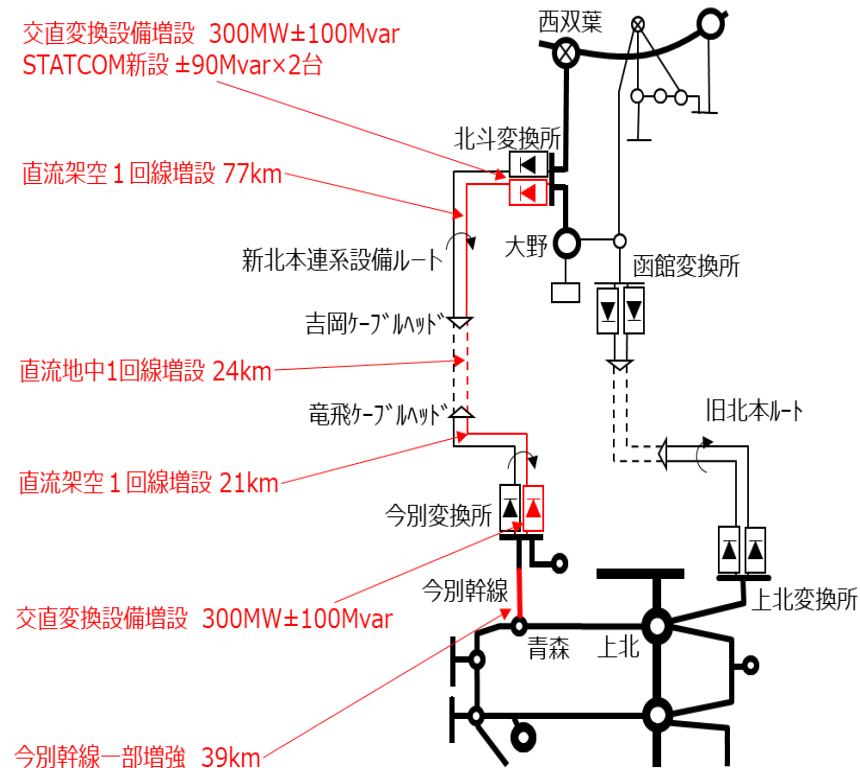
■ 流通設備の整備等に必要となる費用の総額 1,014億円

(工事費479億円 (共通設備14億円含む) と
運転維持費535億円の合計)

■ 増強の完了時期 : 2027年度末

■ 事業実施主体 : 北海道電力ネットワーク、東北電力ネットワーク

○ 概略ルート



【凡例】

□ 発電所	— 500kV送電線
○ 変電所・特高需要	— 275kV送電線
⊗ 開閉所	— 187kV送電線および直流架空送電線
◀ 交直変換所	- - - 直流地中送電線
◁ ケーブルヘッド	黒 既設設備
	赤 対策箇所

■ 工事概要

送電線	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 500kV送電線新設 <ul style="list-style-type: none"> ● 新設開閉所～相馬双葉幹線No.56鉄塔【(仮)広域連系南幹線】 ① 2回線 64km ● 宮城中央変電所～新設開閉所【(仮)広域連系北幹線】 ② 2回線 79km ● 相馬双葉幹線No.54鉄塔～福島幹線山線No.10鉄塔 ③ 2回線 16km ➢ 新設開閉所への既設500kV送電線引込 ④ <ul style="list-style-type: none"> ● 常磐幹線 4回線、新地火力線 2回線
開閉所	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 500kV開閉所新設【(仮)広域連系開閉所】 ⑤ <ul style="list-style-type: none"> ● 常磐幹線新地火力線分岐周辺 500kV送電線引出10回線
送電線引出	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 500kV送電線引出 ⑥ <ul style="list-style-type: none"> ● 宮城中央変電所 2回線

■ 流通設備の整備等に必要となる費用の総額

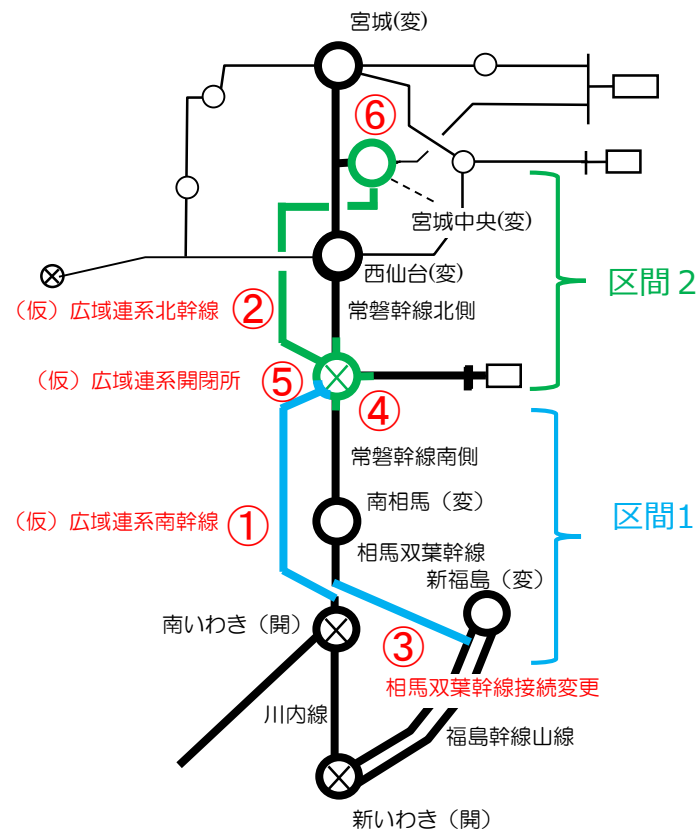
3,539億円

(工事費1,533億円と運転維持費2,006億円の合計)

■ 増強の完了時期 : **2027年11月**

■ 事業実施主体 : **東北電力ネットワーク、東京電力パワーグリッド**

○概略ルート



○ 変電所	— 500kV送電線	黒: 既設
⊗ 開閉所	— 275kV送電線	青: 対策箇所 (区間1)
□ 発電所		緑: 対策箇所 (区間2)

- 経済産業大臣へ届出をした広域系統整備計画を変更する場合は、関係法令を踏まえ、以下のように対応する。
 - 整備計画の内容に大幅な変更の可能性が生じた場合には、広域系統整備委員会にて改めて検討を行い、変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣に届け出る。
 - 軽微な事項に係る変更である場合は、広域系統整備委員会における検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更し、経済産業大臣へ届け出る。この場合は、当該変更内容を広域系統整備委員会に報告する。

(軽微な事項)

 - ・工事の完了の予定時期を繰り上げる変更
 - ・費用の概算額が減少する変更
 - ・法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更
 - ・広域系統整備計画の内容の実質的な変更を伴わない事項
 - 経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合には、広域系統整備委員会において検討の上、変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る。

(広域系統整備計画の策定)

第60条 本機関は、設備形成に係る委員会の検討を踏まえ、決定された実施案、事業実施主体及び費用負担割合に基づき、広域系統整備計画を策定する。

(広域系統整備計画の届出)

第61条の3 本機関は、第60条の規定により策定した広域系統整備計画が**広域系統整備交付金の交付業務の実施対象**となる場合は、法第28条の4第2項に規定する事項を記載した広域系統整備計画を**経済産業大臣へ届出を行う**。

(広域系統整備交付金の交付業務の実施対象となる**広域系統整備計画の変更**)

第63条の2 本機関は、広域系統整備交付金の交付業務の実施対象であるとして、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画を変更する場合は、**設備形成に係る委員会において検討の上、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る**。

2 前項の規定にかかわらず、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の変更が、法第28条の4第3項ただし書の**経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更である場合には、本機関は、設備形成に係る委員会における検討を経ることなく、当該広域系統整備計画を変更し経済産業大臣へ変更の届出を行うことができる。ただし、この場合において、本機関は、当該変更内容について、設備形成に係る委員会に報告**する。

3 本機関は、前各項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。

(経済産業大臣からの変更命令による広域系統整備計画の変更)

第63条の3 本機関は、第61条の3又は第63条の2の規定により届出を行った広域系統整備計画に対して、法第28条の4第4項の規定により**経済産業大臣から変更すべきことを命じられた場合には、設備形成に係る委員会において検討の上、法第28条の4第4項各号に適合するよう変更し、変更する旨及び変更しようとする広域系統整備計画を経済産業大臣へ届け出る**。

2 本機関は、前項の規定により広域系統整備計画を変更した場合には、変更した広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対して通知する。

【電気事業法（2021年4月1日施行）】抜粋

（広域系統整備計画）

第二十八条の四十七 **推進機関は、広域系統整備交付金交付業務を実施するため、電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する計画（以下この条及び第二十九条第二項において「広域系統整備計画」という。）を策定し、経済産業大臣に届け出なければならない。**

2 広域系統整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 整備又は更新をしようとする電線路その他の経済産業省令で定める電気工作物
- 二 前号の電気工作物に係る整備又は更新の方法
- 三 第一号の電気工作物に係る整備又は更新に関する費用の概算額及びその負担の方法
- 四 その他経済産業省令で定める事項

3 推進機関は、第一項の規定による届出をした広域系統整備計画を変更するときは、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

4 経済産業大臣は、第一項又は前項本文の規定による届出のあつた広域系統整備計画が次の各号のいずれかに適合していないと認めるときは、推進機関に対し、相当の期限を定め、当該広域系統整備計画を変更すべきことを命ずることができる。

【広域的運営推進機関に関する省令（2021年4月1日施行）】抜粋

（広域系統整備計画の変更の届出）

第十七条 推進機関は、法第二十八条の四十七第三項の規定による広域系統整備計画の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の広域系統整備計画変更届出書に当該変更後の広域系統整備計画を添えて、を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 **法第二十八条の四十七第三項の経済産業省令で定める軽微な事項は、次に掲げるものとする。**

- 一 前条第三号に規定する工事の完了の予定時期（**工事の完了の予定時期を繰り上げる変更に係るものに限る。**）
- 二 法第二十八条の四十七第二項第三号に規定する費用の概算額（**費用の概算額が減少する変更に係るものに限る。**）
- 三 **法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の広域系統整備計画の内容の実質的な変更を伴わない事項**

3 法第二十八条の四十七第四項第四号の経済産業省令で定める基準は、電気の安定供給の確保、経済性及び環境への適合に資するものとして経済産業大臣が定める基準に適合するものであることとする。

4 推進機関は、法第二十八条の四十七第五項の規定により変更した広域系統整備計画の届出を行おうとするときは、様式第十七の広域系統整備計画軽微変更届出書に当該変更後の広域系統整備計画を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

4. 今後の予定

■ 今後、電気事業法改正に伴う業務規程の変更認可後、本広域系統整備計画の策定及び経済産業大臣への届出を行う。

